

くらしの情報あれこれ



● 海産物の電話勧誘トラブルに注意しましょう！

[相談例]

海産物販売業者から突然電話があり、海産物の勧誘を受けた。断ったが「売れなくて困っている。損はさせない。」としつこく言われ、約2万円の商品を買うことを承諾してしまった。

その後、どんなものが届くか心配になり、断ろうと何度も電話したが連絡がつかない。商品は代引きで届くようだが、どうしたらよいか。

[アドバイス]

- ナンバーディスプレイ機能を利用し、知らない電話には出ないようにしましょう。また、常時留守番電話に設定しておくことも有効です。
- 電話に出てしまっても、必要ないと思ったら、相手に遠慮せずに断りましょう。
- 電話勧誘販売の場合は特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフができます。クーリング・オフは書面で業者に通知する必要があります。
- 代引きで商品を受け取ってしまうと、クーリング・オフしても業者と連絡が取れず、返金されないケースがあります。商品が届いた際は、送り主の情報(名称、所在地、連絡先など)を記録させてもらい、受取拒否しましょう。

[相談時間] (月)～(金) 10:00～17:30

(電話相談は9:00～17:30)

※(祝)(休)、年末年始およびCiC休館日は除く。



お問い合わせ 消費生活センター 電話:076-443-2047